

しまくとぅば人材バンク設置要綱

(目的)

第1条 しまくとぅばの普及・継承に関し豊富な知識、技能、技術等を有する人材を幅広く発掘及び養成して、その情報を登録・提供することにより、学校・教育機関、各種団体及び民間企業と連携し、各地域における普及継承に向けた実効性のある取組を行うことを目的として、しまくとぅば人材バンク(以下「人材バンク」という。)をしまくとぅば普及センター(以下「普及センター」という。)に設置する。

(事業)

第2条 人材バンクの事業は次のとおりとする。

- (1) 人材の発掘及び養成に関すること。
- (2) 人材の登録及び変更に関すること。
- (3) 人材情報の管理及び提供に関すること。
- (4) 人材の派遣に関すること。
- (5) その他人材バンクに関し必要なこと。

(登録)

第3条 人材バンクへ登録できる者の登録分野は別表のとおりとする。

2 人材バンクに登録できる者は、次に掲げる個人又は団体とする。ただし、政治、宗教及び営利を目的とする場合は、登録できない。

- (1) 普及センターの実施する講師養成講座を終了した者
- (2) 大学教授等学識経験者
- (3) 文化協会
- (4) その他、しまくとぅば普及に実績等のある個人又は団体

(登録方法)

第4条 人材バンクに登録をしようとする者は、しまくとぅば人材バンク登録申込書(別記様式1)を普及センターに提出するものとする。

2 普及センターは、前項の規定により人材バンクへの登録申込みがあった場合は、しまくとぅば普及継承の指導者又は講師としての適否を審査し、適当と認めるときは人材バンクへ登録するものとする。

(登録期間)

第5条 人材バンクの登録期間は、登録した日(以下「登録日」という。)から登録日の属する年度の3月31日までとする。ただし、変更又は取消しができないときは、これを更新することができる。

2 普及センターは、毎年1回登録情報の確認を行い、必要に応じて修正し、これを更新するものとする。

(登録事項の公表)

第6条 普及センターは、人材バンクに登録された個人及び団体(以下「登録者」という。)に係る事項のうち次に掲げる事項については、公表するものとする。

- (1) 氏名又は団体名(代表者名)
- (2) 指導内容
- (3) 活動可能地域
- (4) 登録分野
- (5) 諸経費等
- (6) その他利用者にとって有用な情報であって、登録者の権利、利益を不当に侵害する恐れのない情報

(登録内容の変更)

第7条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに人材バンク登録変更・取消届(別記様式2)を普及センターに提出するものとする。

(登録の取消し)

第8条 普及センターは、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録内容に虚偽があったとき。
- (2) 人材バンクを利用して政治、宗教及び営利活動をしたとき。
- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) 登録者からしまくとぅば人材バンク登録変更・取消届(別記様式2)の提出があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、普及センターが不適格と認めたとき。

(利用の方法)

第9条 人材バンクの情報を利用して、登録者へ派遣の依頼を行う場合は、登録者と利用者との間で事前に調整を行うものとし、必要な経費、謝礼金(交通費含む。)等は、利用者の負担とする。

2 利用者は、人材バンクの情報を政治、宗教又は営利を目的とした活動に利用してはならない。

(損害賠償)

第10条 人材バンクの利用に伴い発生した事故、損害等については、登録者及び利用者の当事者間で解決するものとし、普及センターは責務を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第11条 個人情報の保護に関しては次のとおりとする。

- (1) 普及センターは、人材バンクを通して知り得た個人情報については、適正に管理し、人材バンクの運用以外の目的に使用しないものとする。ただし、個人又は団体の承諾がある事項については、この限りでない。
- (2) 人材バンクを使用した個人・団体は、活動により知り得た個人に関する情報を正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。活動後もまた同様とする。

(庶務)

第12条 人材バンクの庶務は、普及センターにおいて処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、普及センターが定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。